

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

丹波篠山市長

市町村名 (市町村コード)	丹波篠山市 (282219)
地域名 (地域内農業集落名)	雲部地区 (奥県守、県守中、県守口、東本荘、西本荘、佐貫谷、春日江、泉、倉谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月9日 (1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・昭和45年から昭和49年にかけて土地改良総合整備事業城東北部地区により篠山川沿岸土地改良区が整備している。泉地区では令和4年に35.3haがパイプライン化され維持管理の省力化が図られている。農業用水については、ため池又は一級河川からのポンプ取水（八幡谷ダム受益）により灌漑している。

・認定農業者は4名、集落営農組織は6組織で内集落営農法人は1組織、これ以外に経営規模拡大を志向する農業者が5名いる。

・地区内では多面的機能支払交付金を活用する5組織（8集落）、中山間地域等直接支払事業を活用する1組織により、遊休農地対策や農業用施設の維持管理及び長寿命化に取り組んでいる。

・令和4年に雲部地区が実施した農業の現状調査では、高齢化・後継者不足に伴う農地や獣害防止柵の管理（奥県守、県守中、県守口、佐貫谷、春日江に延長約15km設置）の人手不足、集落の共同利用機械の修理・更新のための財源不足、農業用施設の老朽化等が重要な課題となっている。また、一部の谷あい農地では区画整理がされておらず、農業用水が天水のみで獣害が著しく農地維持が困難になっている。

○令和5年度農業者意向調査結果 ※カッコは市平均値

・70才以上の農業者の「後継者なし農家」の割合は63.5%（60.7%）、耕作可能な期間が3年から5年以内の農地（筆数）は31.6%（42.3%）、獣害被害の農地面積は41%（31%）

○令和5年度主要作物の作付状況 ※カッコは地区に占める割合

・水稻118ha(63%)黒大豆28ha(15%)黒枝豆7ha(4%)が栽培され、輪作による地力の利用効率向上及び連作回避に取り組んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地区の農業・農地を守るため、自営農家・集落営農組織または中規模農家（規模拡大志向農家等）・大規模農家（法人）で役割分担する。集落ごとの担い手として県守3集落は認定農業者と中規模農家、東・西本荘は認定農業者と中規模農家、佐貫谷・春日江・倉谷は認定農業者と中規模農家、泉はいずみ営農組合・認定農業者を主な担い手とする。

・自営農家は水稻と黒大豆を主要とした作物栽培及び畜産とする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	209.2
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	209.2
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	—

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
自治会または集落営農組織が主体となり、集約化あるいは草刈・水管理の課題に対して農地所有者と中規模農家および大規模農家との調整を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
担い手の意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
雲部地区における農業基盤整備は昭和40年代から50年代にかけて整備されていることから、農業用施設の老朽化が顕著である。軽微なものや部分的な更新については多面的機能支払交付金を活用していく一方で、大規模な農業用施設の更新については国の補助事業を活用するなど、計画的な整備を進める。 また、地域の主水源であるため池についても防災減災の観点から順次整備を進めている。 令和7年度以降の事業計画：「奥県守：農業水路等長寿命化・防災減災事業（ナギヤ谷池ため池廃止工事）」
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市およびJAと連携し、担い手の意向を踏まえながら農業者の育成を図る。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
無人ヘリによる防除作業は引き続き利用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 既存の獣害防護柵があるエリアは補修や定期的な見回りを行い維持管理等を行う。獣害防護柵がなくシカやイノシシによる農作物被害があるエリアは獣害防護柵の設置を検討する。ニホンザルによる農作物被害があるエリアはサル用電気柵の設置を検討する。
- ② 化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし生物多様性に配慮した農作物の栽培に取り組んでいく。
- ③ 土壌水分計を用いた計測と情報発信、ドローン防除などスマート農業機械の導入等を支援し、省力化、高品質化に努める。
- ④ 水田を基本とするが畑地化の要望があれば畑地化促進事業等を活用する。
- ⑦ 圃場に隣接した農道・排水法面あるいは山林・雑種地等共用部分の草刈を自治会、多面的組織、または集落営農組織で実施する。中山間地域等直接支払交付金を活用し、条件不利な中山間地における農業生産活動を支援していく。
- ⑧ 多面的機能支払交付金資源向上及び長寿命化を活用し農業用施設の修繕・更新を行っていく。
- ⑨ 稲わらや飼料作物の耕種農家と畜産農家の耕畜連携を推進し、資源循環の取組拡大を推進する。
- ⑩ 近隣生産組合における黒大豆用機械（乾燥機・脱粒機等）の共同利用を推進する。また、個人所有の遊休農機を集落営農組織で活用する。